【注意】

１　一例です。実際には法人で定めている定款、細則等に従い行ってください。

２　申立書、誓約書等に「成年後見人又は被保佐人」を欠格事項として記載している場合は、法改正により、「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」等に記載を変更する必要があります。

３　下線部は、令和４年４月１日からの改正です。適宜記載を見直してください。

**申　立　書**

下記の各事項について申し立てます。

記

１　次の社会福祉法第４０条第１項各号に定める者に該当しないこと

　　【理事・監事の場合　次のように変更することも考えられます。】

１　次の社会福祉法第４４条第１項が準用する同法第４０条第１項各号に定める者に該当しないこと

（１）　法人（社会福祉法第４０条第１項第１号）

（２）　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（社会福祉法第４０条第１項第２号、社会福祉法施行規則第２条の６の２第１項）

（３）　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（社会福祉法第４０条第１項第３号）

（４）　（３）のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（社会福祉法第４０条第１項第４号）

（５）　社会福祉法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（社会福祉法第４０条第１項第５号）

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（社会福祉法第４０条第１項第６号）

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

　　年　　月　　日

社会福祉法人　○○○○

理事長　○○○○　様

住所　○○○○

氏名 （自筆署名） 印